

# 西宮市私道の変更・廃止届出要領

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

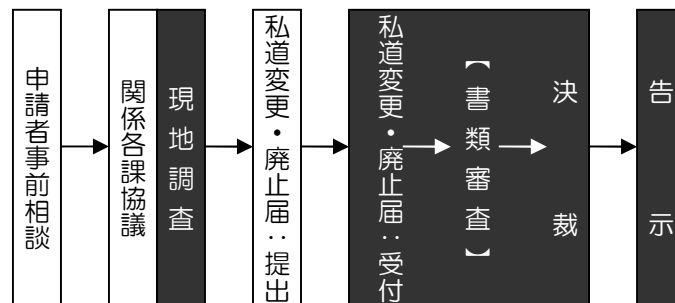
平成17年2月  
平成18年7月  
平成21年3月  
平成24年4月  
平成24年9月  
令和3年3月

## 西宮市私道の変更・廃止届出要領

### I 目的

この要領は、申請者又は申請代理人に対して建築基準法（昭和 25 年第 201 号（以下「法」という。）」第 42 条第 2 項道路又は第 42 条第 1 項第 3 号の規定による道路の変更・廃止（以後「廃止等」という。）届出の際の指導方針を示したものであり、私道の廃止等の円滑な運用を目的とする。

### II 届出の流れ



### III 留意点

私道の廃止の制限については、法第 45 条第 1 項に「私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。」と規定されている。法は、最低の基準を定めたものであり、申請者は当私道が廃止されることにより、その道路に接する敷地の接道規定のみならず、容積率制限、北側斜線制限等の法の各条項において抵触することにならないよう努めるものとする。

#### IV 届出の手順及び手続き

##### 1. 事前相談

廃止等しようとする道路の周辺の土地利用計画を明確にし、計画図面持参のうえ、特定行政庁へ事前相談するとともに開発・道路・下水等の関係各課の意見を聞くこと。


##### 2. 私道の廃止等届出の提出書類

###### (1) 添付書類

私道の廃止等届出図書：正副各1部

	添付図書等	備考
①	私道変更・廃止届	市細則第25号様式
②	委任状	代理者を定める場合
③	届出理由書	届出理由を具体的に記述する。
④	付近見取図	(1/2500)
⑤	私道の廃止等図面	建指第8号様式<実印の押印が必要>
⑥	廃止をする道路部分の土地の登記事項証明書	発行の日から3ヶ月以内のもの。権利者の現住所と土地の登記事項証明書に記載されている住所が相違している場合、住民票抄本または住居表示証明書を添付。
⑦	印鑑登録証明書	廃止をする道路部分の土地所有者等関係権利者のもの。権利者が法人の場合にあっては、法人の代表者の印鑑登録証明書および資格証明書も必要(発行から3ヶ月以内のもの)。 原本還付はいたしません。
⑧	戸籍全部事項証明書と相続相関図と遺産分割協議書の写し	登記事項証明書に記載されている権利者が死亡している場合。
⑨	法定代理人・後見人の承諾書	発行の日から3ヶ月以内のもの。権利者が未成年の場合。
⑩	公図(字限図・国土調査図等)	土地区画整理事業施行区域内については、仮換地通知の写し。
⑪	隣接する土地の登記事項証明書(写し可)	発行の日から3ヶ月以内のもの。権利者の現住所と土地の登記事項証明書に記載されている住所が相違している場合、住民票抄本または住居表示証明書を添付。
⑫	廃止をする道路部分の土地及び隣接地の所有者一覧	地名地番、地目、権利の種類、権利者の住所・氏名を記載
⑬	道路と隣接する土地所有者との同意書・協議報告書等	
⑭	その他	

(2) 作成要領

No.	図面の種類	記載内容
1	私道の 廃止等図面 (承諾書)	<ul style="list-style-type: none"><li>申請者、道路の幅員、道路の延長、道路の面積等の記入欄には正確に記入する。</li><li>関係土地・建物の記載については、土地(その土地に建築物・工作物がある場合はそれを含む。)の地番ごとに所有権、抵当権者等の権利別に承諾書の住所、氏名を記入し、登録された印鑑で承諾印を明確に押印する。</li><li>承諾年月日は関係権利者全員の承諾を得た日を記入する。</li></ul>
2	付近見取図 (1/2500)	<ul style="list-style-type: none"><li>方位、道路の位置、付近の目標を図示する。</li></ul>
3	公 図	<ul style="list-style-type: none"><li>方位は、付近見取り図と一致させ、道路の位置を明確にする。</li><li>転写場所、転写年月日、転写者を記載する。</li></ul>
4	敷地求積図	<ul style="list-style-type: none"><li>方位は、付近見取図と一致させ、宅地及び道路の位置を明示した上で、その周囲の長さと同積するために用いた長さを記入し、それぞれの求積表を記載する。</li></ul> <p>※必要に応じて記入</p>
5	道路平面図 (1/200)	<ul style="list-style-type: none"><li>方位は、付近見取り図と一致させ、宅地(道路と隣接する土地を含む)も含めて記載する。</li><li>道路及びそれに隣接する宅地(建築物を含む)が明確になるよう記載し、幅員、延長、周囲の長さ、地番界、地番、地目及び所有者を記入する。</li><li>私道の廃止等をしようとする道路に接して建築物の敷地がある場合は、廃止後のその敷地の接道状況を明記する。</li><li>私道の一部を廃止等しようとする場合は、廃止等届出部分に斜線(  )等を記入することにより明確に区分する。</li></ul>
6	道路横断図 (1/50)	<ul style="list-style-type: none"><li>道路勾配、側溝、縁石、暗渠及び排水施設などを図示する。</li></ul> <p>※必要に応じて記入</p>
7	道路縦断図 (1/200)	<ul style="list-style-type: none"><li>道路勾配、側溝、縁石、暗渠及び排水施設などを図示する。</li></ul> <p>※必要に応じて記入</p>

※図面の縮尺については、( )内を標準とする。尚、指定図面に2~7の図がすべて納まらない場合は、別途協議するものとする。

この要領のお問い合わせは、

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

Tel.0798-35-3704

20に20210301